

さいたま市立田島中学校PTA会則

第1章 名称と事務所

- 第1条 この会は、さいたま市立田島中学校PTAといい、事務所を同校内におく。
さいたま市立田島中学校
住所：埼玉県さいたま市桜区田島10-13-1 電話番号：048-864-3451

第2章 目的および活動

- 第2条 この会は、保護者と教職員が協力して生徒の幸福と健全な成長をはかるとともに、会員相互の教養をたかめ親睦をはかるとを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動をする。
- (1) 家庭と学校との緊密な連絡をはかり、生徒の福祉増進につとめる。
 - (2) よい保護者、よい教職員となるための成人教育を行う。
 - (3) 学校ならびに地域社会の生活環境をよくする。
 - (4) 公教育費充実のために世論の喚起につとめる。
 - (5) その他この会の目的を達するために必要な活動をする。

第3章 方針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針にしたがって活動する。
- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
 - (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
 - (3) この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (4) 学校の人事その他管理に干渉しない。また、どんな団体、個人も干渉をうけない。

第4章 会員

- 第5条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。
- (1) 本校の生徒の父母、またはこれにかわる保護者。
 - (2) 本校の教職員。
- 第6条 この会の会員は、会費を納めるものとする。
2. 会費の変更は総会において決定する。
 3. 会費は、すべて平等の義務と権利とを有する。
- 第7条 この会の会員は、さいたま市PTA協議会桜区連合会の会員とする。

第5章 役員および委員

- 第8条 この会には次の役員および委員をおく。
- (1) 顧問：学校長
 - (2) 役員：会長 1名 副会長 若干名（内1名 教職員）
書記 2名 会計 1名
 - (3) 委員：特別委員（臨時）
2. 役員の内兼任は認めない。
- 第9条 役員および委員は、別に定める役員等選出規定に基づき選出される。

第10条 役員の任期は、総会から次年度の総会までの1年とする。但し再任は妨げない。

第11条 会長はこの会を代表して会務を総括する。

2. 会長は、総会・運営委員会を召集する。

第12条 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第13条 書記は、次の会務を行う。

(1) 総会、運営委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

(2) 記録、通信、その他の書類を処理し保管する。

(3) 会議で決定された事項の処理について進行の連絡をはかる。

(4) この会の庶務を行う。

第14条 会計は、次の会務を行う。

(1) 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

(2) 運営委員会で会計報告する。

(3) 定期総会において会計監事の監査を得た会計報告をする。

(4) この会の財産を管理する。

(5) 予算の立案について協力する。

第6章 会計監事

第15条 この会の会計を監査するために、会計監事3名をおく。

第16条 会計監事は、別に定める役員等選出規定に基づき選出される。

第17条 会計監事の任期は、総会から次年度総会までの1年とする。但し再任は妨げない。

第18条 会計監事は、この会の会計および学校給食の会計を監査し、総会で報告する。

第7章 会議

第19条 この会に、次の会議をおく。

(1) 総会

(2) 運営委員会

(3) 特別委員会

第20条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高決議機関とする。

2. 総会は、定期総会および臨時総会とする。

3. 定期総会は、毎年1回年度始めに開催する。

4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の十分の一以上の要求があったときに開催する。

5. 総会の定足数は、会員の十分の一以上とする。

6. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

(1) 年度の活動方針、報告および予算決算の審議決定。

(2) 役員、会計監事の承認

(3) その他重要な事項。

第21条 運営委員会は、役員および特別委員長をもって構成される。また、総会に提出する議案を審議する。

第22条 特別委員会は、この会の活動に必要と認められたとき、運営委員会の承認を受けて設置し、その任務終了とともに解散する。

第23条 学校長は、顧問として各会議に出席し意見を述べることができる。

第8章 会計

- 第24条 この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によってまかなう。
- 第25条 会費は、会員一家庭 年額3,500円とする。
- 第26条 この会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第27条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第28条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第9章 細則

- 第29条 この会の運営に関し必要な事項は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て細則を定める。
2. 運営委員会で細則を制定、または、改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第10章 改正

- 第30条 会則は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。但し、改正案は総会の開催の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。
2. 細則は、運営委員会において、出席者の三分の二以上の賛成がなければ、改正することができない。但し、改正案は、運営委員会の開催の少なくとも三日前まで運営委員に知らせておかなければならない。

付 則

この会則は、昭和51年11月21日		施行		
昭和55年	5月26日	一部改正	平成19年12月5日	一部改正
昭和55年	6月3日	一部改正	平成22年4月26日	一部改正
昭和58年	5月21日	一部改正	平成26年5月16日	一部改正
昭和61年	5月28日	一部改正	平成27年5月14日	一部改正
昭和62年	5月27日	一部改正	平成28年5月13日	一部改正
昭和63年	5月21日	一部改正	令和3年3月19日	一部改正
平成7年	5月19日	一部改正	令和3年5月14日	一部改正
平成10年	5月16日	一部改正	令和3年11月1日	一部改正
平成12年	5月11日	一部改正	(上記の改正は令和4年4月1日より施行)	
平成17年	5月20日	一部改正	令和6年4月26日	一部改正

細 則

第1章 役員等選出規定

- 第 1 条 役員（会長、副会長、書記、会計）および会計監事は次のとおり選出する。
- (1) 役員・会計監事は当該年度会員予定者（前年度1・2年生会員および新年度入学予定者保護者）の中より立候補および推薦された者より選出するものとし、選出係にて選出業務をおこなう。
 - (2) 立候補および推薦方法は、前年度会員および新年度入学予定者保護者に立候補および推薦用紙を配布し、選出係に提出する。
 - (3) 選出係は、立候補および推薦された者から役員・会計監事候補者を決定する。
 - (4) 役員・会計監事の選出は、新年度新学期早々に公示し、総会で承認をうける。
- 第 2 条 選出係は、次のように構成し選挙に関する一切の業務を行う。
- (1) 1学年、2学年から選出する。
 - (2) 選出係の任期は、発足から総会までとする。但し再任は妨げない。
- 第 3 条 特別委員会は、次のように構成する。
- (1) 全学年および教職員から選出し、互選により委員長1名、副委員長を数名おく。
 - (2) 特別委員の任期は、会則に順ずる。

第2章 委員等免除規定

- 第 4 条 次の者は委員を免除される。
- (1) 当該年度役員・会計監事内定者および前年度以前の役員（本部役員）経験者。
 - (2) その生徒につき、会計監事経験者。
 - (3) 選出時に免除の希望および理由を申し出、役員にて承認を得られた場合。
- 第 5 条 役員（本部役員）・会計監事経験者が委員となった場合においては、委員長・副委員長を免除される。

第3章 慶弔見舞規定

- 第 6 条 会員慶弔ならびに教職員の転退職に際し、下記相当額を贈り、慶弔および感謝の意を表すものとする。
- (1) 教職員の結婚の場合 5,000円
 - (2) 教職員の死亡の場合 10,000円
 - (3) 生徒の父母またはこれに代わる者の死亡の場合 10,000円
 - (4) 生徒の死亡の場合 10,000円
 - (5) 教職員の配偶者および父母、子供の死亡の場合 5,000円
但し、同居の義父母も含む。
 - (6) 上記のほか、教職員の転退職および傷病（生徒の傷病も含む）、災害等が生じた場合、会長が判断し、運営委員会で事後報告する。

第4章 表彰規定

- 第 7 条 運営委員が退任するとき、本会は感謝の意を表すものとする。
2. 本会に功績顕著な人に対し感謝状を贈る場合は、運営委員会で審議・決定する。

第5章 P T A事務員規定

- 第 8 条 田島中P T Aは、P T A事務員を雇用することができる。
2. P T A事務員は、P T A業務の事務的補助を行うものとする。

第6章 お手伝いシステム規定

- 第 9 条 学校行事および地域行事への参加協力機関としてお手伝いシステムを置く。
2. 役員に属さない各学級の会員は任意でお手伝いシステムに参加するものとする。

付 則

この細則は、	昭和51年11月21日	より施行する。
	昭和54年 2月21日	一部改正
	昭和55年 5月28日	一部改正
	昭和56年 4月23日	一部改正
	昭和57年 5月19日	一部改正
	昭和57年12月11日	一部改正
	昭和62年 5月16日	一部改正
	昭和63年 5月14日	一部改正
	平成 2年 1月27日	一部改正
	平成 4年 1月25日	一部改正
	平成 6年 1月22日	一部改正
	平成 7年 1月28日	一部改正
	平成 8年10月17日	一部改正
	平成10年 5月16日	一部改正
	平成11年 5月 6日	一部改正
	平成12年 5月11日	一部改正
	平成17年 5月20日	一部改正
	平成19年12月 5日	一部改正
	平成22年 4月26日	一部改正
	平成26年 5月16日	一部改正
	平成27年 5月14日	一部改正
	平成28年 5月13日	一部改正
	令和 3年 3月19日	一部改正
	令和 3年 5月14日	一部改正
	令和 3年11月 1日	一部改正、令和 4年 4月 1日より施行。
	令和 6年 4月26日	一部改正

さいたま市立田島中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第 1 条 さいたま市立田島中学校PTA（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会会員の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第 2 条 本会は個人情報保護に関する法律を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第 3 条 本会における個人情報の管理者は、本会副会長とし、本会会長がこれを任命する。

(取扱者)

第 4 条 本会における個人情報の取扱者は本会役員および特別委員長、PTA事務員とする。

(秘密保持義務)

第 5 条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第 6 条 本会は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第 7 条 取得した個人情報の利用目的は、本会活動に関するものに限定する。目的外の利用は行わない。

(利用目的による制限)

第 8 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第 9 条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第 10 条 個人情報を取り扱う電子機器等については、セキュリティ管理を厳密に実施し、持ち出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。

2. 紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに掲示・放置等しない管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 提供する対象者の同意を得ている旨

(第三者から提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨 (事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、会員本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、ただちに管理者および本会会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 管理者は取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 管理者および取扱者は個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則

この規則は、平成30年 5月25日 より施行する。
令和 3年 3月19日 一部改正
令和 3年11月 1日 一部改正、令和4年 4月 1日より施行